

大規模流通業務施設に規定する指定地域

令和3年4月1日指定

静岡県開発審査会審議規程第2条第1項の規定により審査会が別に定める付議基準の付議基準2「大規模流通業務施設」に規定する指定地域は次の要件を全て満たすものとする。

- 1 次のいずれかに該当する土地であること。
 - (1) 高速自動車国道のインターチェンジ(スマートインターチェンジを含む、以下同じ。)からおおむね1キロメートルの距離にある区域内であること。
 - (2) 高速自動車国道のインターチェンジから5キロメートルの距離にある区域内で、県道又は磐田市都市計画マスタープランにおいて産業軸に位置付けた道路から直接乗り入れができること。ただし、当該道路の未整備区間にあつては、現道の幅員が6.5メートル以上あり、道路整備計画において支障がない場合、これに該当するものとする。
- 2 インターチェンジに至るまでの主要な道路の幅員が6.5メートル以上(市街化調整区域の既存集落内及び用途地域(工業専用地域を除く。)内を通過する道路の区間については歩車道が分離されていること。)であること。
- 3 関係する他法令において、開発・造成等の行為に係る許可等が見込まれる土地であること。

- ・高速自動車国道のインターチェンジ又はスマートインターチェンジから5キロメートルの区域内となる産業軸

- ★ (主) 掛川天竜線の一部
 - (主) 磐田インター線
 - (一) 豊田竜洋線
 - (一) 横川磐田線
 - (一) 浜松袋井線
- ★ (都) 城ノ越線
 - (都) 磐田笠井線
 - (都) 西貝塚明ヶ島線
 - (都) 森下勾坂線の一部
 - (都) 東部台地線
 - (都) 小立野豊田線の一部
 - (都) 富里大久保線の一部
 - (都) 三ヶ野鎌田線
 - (市) 藤上原岩井幹線の一部
 - (市) 大久保藤上原幹線
 - (市) 大立野福田幹線

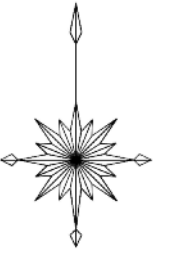
- ・高速自動車国道のインターチェンジ又はスマートインターチェンジから5キロメートルの区域内となる県道（産業軸・市街化区域を除く）

- (主) 磐田福田線
- (主) 磐田天竜線
- ★ (主) 浜北袋井線
 - (一) 豊浜磐田線
 - (一) 磐田竜洋線
 - (一) 磐田細江線
 - (一) 磐田山梨線
 - (一) 上野部豊田竜洋線
 - (一) 磐田掛川線
 - (一) 磐田袋井線

★は新磐田スマートインターチェンジの開通後に対象となる路線

(主) 主要地方道	(一) 一般県道	(都) 都市計画道路	(市) 市道
-----------	----------	------------	--------

参考資料
対象路線図



S=1:50000
(A3)

